

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 7 日

日進市長 萩野幸三

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

藤島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 11 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

市の利用権設定や農地バンク制度など既存の制度の活用をするとともに、農地中間管理機構についても希望があれば積極的に活用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域内の耕作放棄地の再生を進め、藤島地区の美しい田園風景を守るとともに、地域農業の荒廃を防止する。
- ・上記取組みのため、集落営農組織（農事組合法人）と農業者は相互に協力しながら、良好な営農環境の形成を図る。
- ・農業従事者の高齢化等により担い手が減少傾向にあるため、農業後継者や新規就農者の確保・育成を図る。
- ・担い手が農業に対し意欲的に取組むことができるよう高付加価値化、6次産業化を目指し、地域農業の振興を図る。